

議第 5 8 号

遊佐町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の設定について

遊佐町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

遊佐町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(以下「運営基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(運営基準)

第 3 条 運営基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 9 5 号)の定めるところによる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、遊佐町特定乳児等通園支援事業

の運営に関する基準を定める条例を整備するため、提案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日 提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 59 号

遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の
一部を改正する条例

遊佐町議会議員及び遊佐町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和
4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15, 800 円」を「16, 100 円」に改め、同条同号イ
中「7, 560 円」を「7, 700 円」に改める。

第 8 条中「7 円 51 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「525 円 6 銭」を「586 円 88 銭」に改め、「310, 500
円」を「316, 250 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

令和 7 年 6 月に行われた公職選挙法施行令の一部改正による、国政選挙における
選挙公営に要する経費限度額の引き上げを受け、町議選・町長選における選挙公営
の経費限度額を調整するため、提案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 6 0 号

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 2 中

（２） 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考 人等として国会、裁判所、地方公共団体の 議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
--	------------

を

（２） 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考 人、被害者参加人等として国会、裁判所、 地方公共団体の議会その他官公署へ出頭す る場合	必要と認められる期間
---	------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、これまで年次休暇により対応してきた被害者参加
人としての裁判所等への出頭について、官公署出頭休暇の対象とするため、提案す
るものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 6 1 号

遊佐町財産区議会条例の一部を改正する条例の制定について

遊佐町財産区議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

遊佐町財産区議会条例の一部を改正する条例

遊佐町財産区議会条例（昭和 3 0 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 9 5 条」を「第 2 9 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、提案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 6 2 号

令和 7 年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年度遊佐町水道事業会計剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

提 案 理 由

令和 7 年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、提案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

令和7年度 遊佐町水道事業剰余金処分計算書

当年度純利益	10,774,333
前年度繰越利益剰余金	236,153,637
建設改良積立金取崩額	0
未処分利益剰余金計	246,927,970

(単位:円)

	資本金	利益剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,589,556,971	894,185,295	246,927,970
議会の議決による処分額	0	6,000,000	△ 6,000,000
資本金への繰入		0	0
資本金への組入	0	0	0
減債積立金の積立	0	1,000,000	△ 1,000,000
建設改良積立金の積立	0	5,000,000	△ 5,000,000
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	1,589,556,971	900,185,295	(繰越利益剰余金) 240,927,970

- (注) 1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。
2 条例による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、記載するものであること。

議第 6 3 号

令和 7 年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年度遊佐町下水道事業会計剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

提 案 理 由

令和 7 年度遊佐町下水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により、提案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

令和7年度 遊佐町下水道事業 剰余金処分計算書

当年度純利益	50,815,249
前年度繰越利益剰余金	3,285,512
建設改良積立金取崩額	0
未処分利益剰余金計	54,100,761

(単位:円)

	資本金	利益剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,995,095,498	114,100,761	54,100,761
議会の議決による処分額	0	51,000,000	△ 51,000,000
資本金への組入	0	0	0
減債積立金の積立	0	21,000,000	△ 21,000,000
建設改良積立金の積立	0	30,000,000	△ 30,000,000
条例による処分額	0	0	0
処分後残高	1,995,095,498	165,100,761	(繰越利益剰余金) 3,100,761

- (注) 1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。
- 2 議会の議決による処分額の欄は、法第32条第2項から第4項の規定による議決による処分を行ったものについて、条例による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること。

議第 6 7 号

遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 什器・備品
(産直物販什器・備品)の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 遊佐パーキングエリアタウン事業
新道の駅鳥海 什器・備品
(産直物販什器・備品)
- 2 取得予定価格 6 4 , 4 4 9 , 0 0 0 円
- 3 取 得 先 山形県酒田市京田二丁目 6 9 番地の 2
オビサン株式会社 庄内支店
支店長 井上 芳

提 案 理 由

遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 什器・備品(産直物
販什器・備品)を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定
により提案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 6 8 号

遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 什器・備品
(椅子・テーブル) の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 取得しようとする財産 | 遊佐パーキングエリアタウン事業
新道の駅鳥海 什器・備品 (椅子・テーブル) |
| 2 | 取得予定価格 | 27,390,000円 |
| 3 | 取 得 先 | 山形県酒田市東町二丁目2番9号
株式会社メコム 酒田支店
支店長 御船 誠 |

提 案 理 由

遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 什器・備品 (椅子・
テーブル) を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によ
り提案するものである。

令和8年9月8日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 6 9 号

遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 什器・備品
(POS レジ) の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- 1 取得しようとする財産 遊佐パーキングエリアタウン事業
新道の駅鳥海 什器・備品 (POS レジ)
- 2 取得予定価格 2 8 , 4 9 0 , 0 0 0 円
- 3 取 得 先 山形県酒田市大宮町二丁目 4 番 2 号
株式会社寺岡システム
ニューマーケット営業部
宮城・山形エリア エリア長 原田 修

提 案 理 由

遊佐パーキングエリアタウン事業 新道の駅鳥海 什器・備品 (POS
レジ) を取得するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提
案するものである。

令和 8 年 9 月 8 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第 7 0 号

スクールバス（中型）の取得について

町は、次により財産を取得することができる。

- | | | | | |
|---|------------|--|---|---|
| 1 | 取得しようとする財産 | スクールバス（中型） | 1 | 台 |
| 2 | 取得予定価格 | 24,300,550円 | | |
| 3 | 取 得 先 | 山形県酒田市北浜町2番89号
株式会社庄交コーポレーション酒田工場
酒田地区総括部長 阿部 紀久 | | |

提 案 理 由

スクールバス（中型）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。

令和8年9月8日提出

遊佐町長 松 永 裕 美